



## 平成 27 年度介護保険制度改正について

介護保険制度は、3 年毎に制度改正が行われています。  
平成 27 年度は介護保険制度改正の年となり、4 月以降に様々な改正が予定されていますので、その概要をお知らせします。

### 介護報酬の改定（平成 27 年 4 月から）

平成 27 年度に国が定める介護報酬が改定されます。  
サービスごとに定められた報酬額が変わります（平均改定率はマイナス 2.27%）。  
この改定により介護サービスを利用する際の負担額も変わります。

### 介護保険料の改定（平成 27 年 4 月から）

介護保険料については、3 年間の介護保険事業の計画を策定、これにかかる費用に基づき必要な保険料額を算定し、被保険者の皆様に負担いただいています。  
平成 27 年度は、3 年に一度の介護保険料改定の年となっており、これに合わせて国が示す標準の所得段階区分は 6 段階から 9 段階へ見直されました。  
本町においては 12 段階の多段階化を図り、所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行い、平成 27 年度から平成 29 年度までの介護保険料は以下のとおり改定されます。

平成 27 年度から平成 29 年度まで 介護保険料基準月額 5,610 円  
(平成 24 年度から平成 26 年度まで 介護保険料基準月額 5,100 円)

介護保険制度は、皆様の介護保険料と公費を財源として運営されています。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

#### 【介護保険料の軽減制度の創設】

今後、更なる高齢化の進行により、介護費用の増加と保険料負担の上昇が避けられないものとなっています。  
そこで、国から公費を投入して低所得者の保険料負担を軽減する制度が創設されました。  
この保険料公費軽減制度により、平成 27～28 年度は第 1 段階の方に対し、平成 29 年度は第 1～3 段階の方に対して、保険料の軽減を行う予定です。

## 特別養護老人ホームの新規入所者の基準変更（平成 27 年 4 月から）

制度改正により、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に新規に入所できるのは、原則として要介護 3 以上の方となります。

※ ただし、要介護 1、2 の方でも、在宅での生活が困難である等、やむを得ない事由があるときには、入所が認められる場合があります。

## 特定入所者介護サービス利用時の利用者負担が見直されます。

施設における居住費等の特定入所者介護サービス費のうち、多床室の基準費用額が 320 円から 370 円になります。（平成 27 年 4 月から）

また、施設における居住費等の特定入所者介護サービス費のうち、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）と短期入所生活介護（特別養護老人ホームショートステイ）の多床室の基準費用額は、840 円になります。（平成 27 年 8 月から）

## 一定以上所得者の利用者負担の見直し（平成 27 年 8 月から）

介護サービスを利用した際、サービス利用料の 1 割を利用者負担として負担いただいています。

制度改正により、一定以上の所得がある方については、利用者負担が 2 割になります。要支援・要介護認定を受けている被保険者の方につきまして、全員に各自の負担割合（1 割または 2 割）を記載した「介護保険負担割合証」を送付いたします。

### 【一定以上所得者（2 割負担となる方）】

本人の合計所得金額が 160 万円以上の方

※ ただし、下記に該当する場合には、2 割負担にはなりません（1 割負担のまま）。

- ・ 同一世帯内の第 1 号被保険者の年金収入とその他の合計所得金額の合計が、単身で 280 万円未満
- ・ 同一世帯内の第 1 号被保険者の年金収入とその他の合計所得金額の合計が、2 人以上の世帯で 346 万円未満

## 特定入所者介護サービス費の支給要件変更（平成 27 年 8 月から）

所得の低い方にかかる施設サービスの居住費と食費については、自己負担の上限が設けられており、この上限を超えた場合「特定入所者介護サービス費」が給付されることで負担が軽減されています。

制度改正により、この給付を受けるための要件が変更されます。

### 【追加された要件】

- ・ 預貯金等が単身の場合 1,000 万円以下、夫婦の場合 2,000 万円以下であること
- ・ 世帯分離している配偶者の所得を同一世帯のものとして算定
- ・ 非課税年金（遺族年金、障害年金）を収入として算定（平成 28 年 8 月から）

## 高額介護サービス費の基準額等変更（平成 27 年 8 月から）

同じ月に利用した介護サービスの利用者負担が高額となり、一定額を超えた場合「高額介護サービス費」が給付されることで負担が軽減されています。

制度改正により、この給付についての利用者負担の段階区分等が変更されます。

### 【追加された区分】

- ・ 「現役並み所得相当」の区分が新設され、この区分の自己負担限度額が 44,400 円（月額）に引き上げられます。（改正前の限度額 37,200 円（月額））

### 【現役並み所得相当とは】

同一世帯に課税所得 145 万円以上の 65 歳以上の方がいる方

※ ただし、下記に該当する場合は「現役並み所得相当」の区分に該当しません。

- ・ 同一世帯内の第 1 号被保険者の収入が、単身世帯で 383 万円未満
- ・ 同一世帯内の第 1 号被保険者の収入が、2 人以上世帯で 520 万円未満